

不燃化特区

ご来場の方に非常食をプレゼント!
★お子様がいらっしゃるご家庭には非常食に加え、「ペットボトルランタン(工作キット)」(数量限定:先着順)をプレゼント!

参加無料!



不燃化セミナー

基調講演 13:30 ~ 14:30 会場: 1階ゆいの森ホール

「木密地域における建替えのポイント」

~子どもから高齢者まで様々な世代が
住みやすい安全で安心な家づくり~



むらし たけお
講師: **連 健夫**

建築家 一級建築士 一級建築施工管理技士
既存住宅状況調査技術者
首都大学東京・早稲田大学非常勤講師

住まいの相談会 ※事前予約制 会場: 2階会議室

弁護士・税理士・建築士・区職員が



皆様の住まいに関するお悩みにお答えします!

- ・建替えの助成制度って利用できるの?
- ・建替えると固定資産税や都市計画税が減免されるんですか?
- ・建替えたいけど相続問題が解決していないので相談したい。
- ・どんな建物に建替えられるか相談したい。

第一部: 11:00 ~ 13:15

①11:00 ~ ②11:45 ~ ③12:30 ~

第二部: 14:45 ~ 17:00

①14:45 ~ ②15:30 ~ ③16:15 ~

裏面の《お問い合わせ》まで事前にご予約して頂きますと当日のご案内がスムーズになります。
お席に空きがある場合は、当日会場にてご予約を承ります。

[開催日] 2017年 **11月3日** 祝・金

[受付時間] **10時45分~**

[開催場所] **ゆいの森あらかわ**

所在地 / 東京都荒川区荒川二丁目50番1号



東京都



荒川区

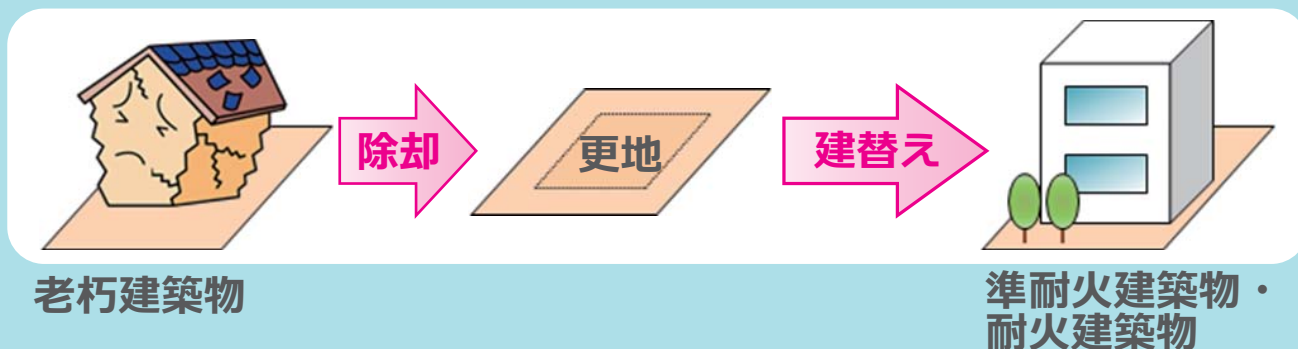


不燃化特区の助成制度をご活用ください！

築15年以上経過した老朽木造建築物の建替えや、昭和56年以前に建築した危険老朽建築物の除却について、助成金等による支援や税金の減免が受けられます。

1. 老朽木造建築物を建替えたい方

⇒不燃化建築物への建替えに伴う費用を助成します。



2. 危険老朽建築物を除却したい方

ア。自分で除却したい方

⇒区が除却費用を助成します。

イ。荒川区に除却して欲しい方

⇒危険老朽木造住宅を区が寄付を受け、除却します。

3. 危険老朽建築物から住替えたい方

⇒区が住替え費用の一部を助成します。

※危険老朽建築物の除却をした場合で、住替えのための一時的な転居は、対象となりません。

4. 固定資産税・都市計画税の減免

⇒特区内において、除却・住宅への建替えを行うと、最長5年間の減免を受けられます。

《お問い合わせ》

荒川区 防災都市づくり部 防災街づくり推進課
(区役所北庁舎2階⑭窓口)

TEL: 03-3802-3111 (内線2828)

FAX: 03-3802-4104



登録番号(29)76

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

R100
古紙/パルプ配合率100%再生紙を使用

石油系溶剤を含まないインキを使用しています。